

九州中学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、九州中学校体育連盟（略称九州中体連）と称し、事務局は会長が会務を統轄するに便利なところに置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本連盟は、九州中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図り、もって中学校教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 九州中学校保健体育振興の基本方針の審議と確立
(2) 九州中学校競技大会の開催
(3) 理事会、理事長会、専門委員長会及び専門委員会の開催
(4) 各地域の情報及び研究資料の交換
(5) その他必要と認めた事業

第3章 組 織

第4条 本連盟は、九州各県を単位とする中学校体育連盟をもって組織する。

第4章 役 員

第5条 本連盟に次の役員を置く。
(1) 会 長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事長 1名
(4) 理 事 2名 (5) 監 事 2名 (6) 専門委員
(7) 顧 問 若干名

第6条 会長、副会長及び監事は理事会において選出する。

第7条 会長は本連盟を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第8条 理事長は会長と同一県の理事長を理事会で委嘱し、理事会を代表して業務を掌理する。監事は会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

第9条 理事は各県の会長、理事長とし、理事会を構成し会務を審議する。なお、会長選出の県は理事1名を補充することができる。

第10条 専門委員は各県より1名ずつ選出し、専門委員会を構成する。専門委員長は会長と同一県から選出された専門委員を原則とする。

第11条 顧問は各県教育委員会担当課長とする。

第12条 役員の任期は2か年とする。ただし重任を妨げず、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

第13条 理事会は年2回以上これを開催する。理事長会は必要に応じてこれを開催する。その招集は会長がこれを行う。但し、会長に事故あるときは、開催県会長が代行する。

第14条 理事会は、理事の3分の2以上の出席によって成立し、会議の議決は出席者の過半数とする。

第15条 専門委員会は九州大会の会場地において大会中に開催し、競技運営、次年度の大会要項等作成し理事会に提出する。また、必要に応じてこれを開催できる。その招集は会長が行い、会の運営は会場県の会長、理事長があたる。

第6章 会 計

第16条 本連盟の経費は分担金及びその他の収入による。

第17条 分担金は各県ごとに年額1、100、000円とする。

第18条 特別会計を設ける。

第19条 予算及び決算は理事会の議決を経なければならない。

第20条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 附 則

第21条 本連盟の規約を変更するときは理事会の決議を経なければならない。

第22条 本連盟に必要な細則は別に定める。

第23条 この規約は昭和41年6月16日から実施する。

昭和54年5月14日一部改定（第17条）

昭和55年4月24日一部改定（第17条、第8章2）

昭和58年4月22日一部改定（第10条、第8章6）

昭和59年2月18日一部改定（第6章 第17条）

平成6年2月24日一部改定（第8章6）

平成8年2月20日一部改定（第17条）

平成11年4月15日一部改定（第3条(3)、第10条、第15条）

平成13年4月12日一部改定（第10条）

平成13年8月28日一部改定（第17条）

平成14年4月12日条文挿入（第18条、以下条文繰り下げ）

平成17年2月18日一部改定（第11条）

平成19年2月16日一部改定（第8章6）

平成23年2月15日一部改定（第14条）

平成24年4月13日一部改訂（第2条）

平成26年4月11日一部改定（第8章5）

令和4年4月15日一部改定（第13条、第8章5）

第8章 細 則

1 会長は次の順により2年ごとに選出する。

長崎・福岡・大分・宮崎・鹿児島・熊本・沖縄・佐賀

2 会長選出で特に事情のあるときは理事会で審議する。

3 会長の任期は(公財)日本中学校体育連盟の任期と同一期間とする。

4 役員離任のときは感謝状を贈り謝意を表するものとする。

5 専門委員会の旅費は各県において負担するものとする。なお、体操・新体操の各県男女各1名の派遣審判員及び新体操女子の割り当て増員分についても同じとする。

6 特別会計は、運営調整金をもって充てる。